

特定地域づくり事業協同組合について

総務省 地域力創造グループ 地域自立応援課

特定地域づくり事業協同組合制度の概要

R 9 概算要求額：1,095百万円
(R 8 当初予算額：615百万円)
※内閣府予算計上

PR動画は
こちら→



地域人口の急減に直面している地域において、特定地域づくり事業協同組合が域内外の若者等の就業の機会を提供すること等により、地域づくり人材の育成と地域社会の維持・活性化を図る（人口急減地域特定地域づくり推進法 令和2年施行）

事業背景

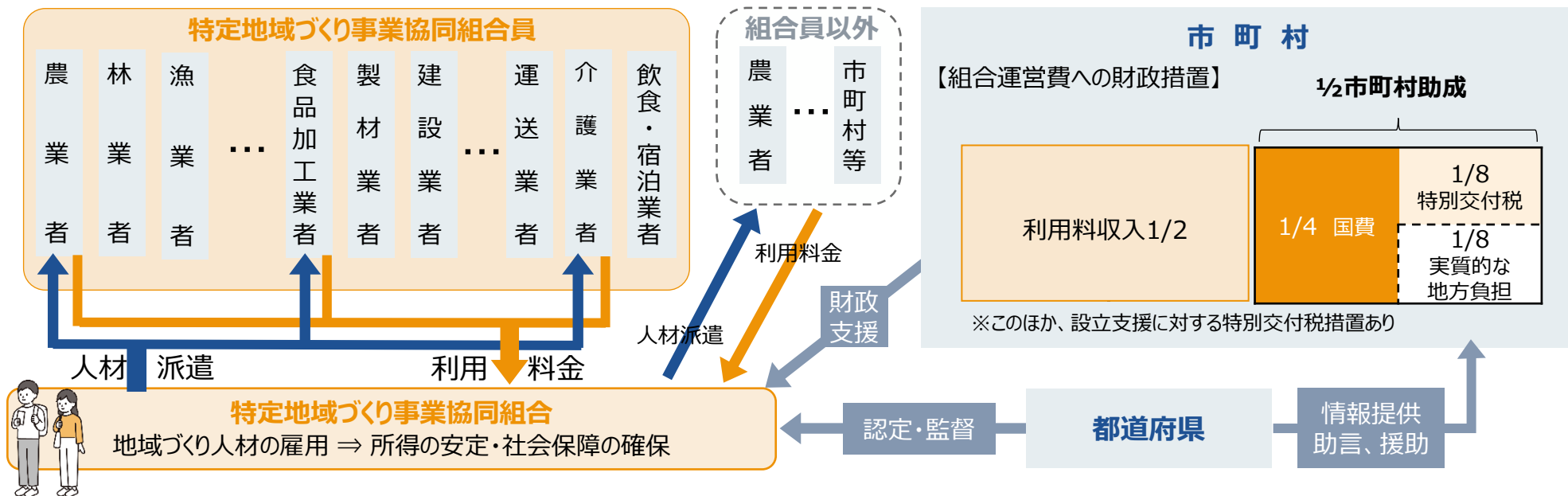
人口急減地域において

- ・事業者単位で見ると年間を通じた仕事がない
- ・安定的な雇用環境、一定の給与水準を確保できない

取組内容

- **地域の仕事を組み合わせ**て年間を通じた雇用を創出
- 組合で職員を雇用し**事業者に派遣**（安定的な給与水準を確保）

- 対 象 人口規模や密度・事業所数等に照らし、人材確保に特に支援が必要な地区として知事が判断 ※過疎地域に限られない
- 認定手続 事業協同組合の申請に基づき、都道府県知事が認定（10年更新制）
- 特例措置 労働者派遣法に基づく労働者派遣事業（無期雇用職員に限る）を届出で実施可能
※派遣は建設業等を除く（建設業は在籍型出向が可能）
- そ の 他 令和7年3月に改正法が成立し、組合員以外への派遣について利用規制を緩和
（員内利用の20%まで → 市町村等への派遣に限り、員外利用規制を員内利用の50%まで緩和）



特定地域づくり事業協同組合制度の財政支援

1. 組合運営費に対する財政支援（認定後）

国庫補助

- ・組合運営費の1/2の範囲内で公費支援（国1/2、市町村1/2）
- ・対象経費は、「派遣職員人件費」及び「事務局運営費」
- ・制度の健全な運用を確保するための仕組み
 - ①複数の事業者への職員派遣
派遣職員の一の事業者での労働時間は総労働時間の8割以内
※8割超となる派遣職員の人件費は全額が交付金の対象外
 - ②労働需要に応じた職員の確保
派遣職員の稼働率が8割未満の場合は上限額を稼働率に応じて漸減

特別交付税措置

- ・特定地域づくり事業推進交付金に係る事業の実施に伴って負担する経費（措置率1/2）

＜1組合当たりの運営費（通年ベース）＞

（例）派遣職員6名の人件費及び事務局運営費 3,000万円

利用料収入 1/2【1,500万円】		市町村からの助成 1/2【1,500万円】		組合
特定地域づくり事業 推進交付金 1/4 【750万円】		特別 交付税 1/8 【375万円】	実質的な 地方負担 1/8 【375万円】	市町村
対象経費上限額（R8） 派遣職員人件費 450万円／年・人 事務局運営費 670万円／年		地 方 負担額の 1／2	実質的負担は 市 町 村 の 助成額の1/4	

2. 組合設立に対する財政支援（認定前）

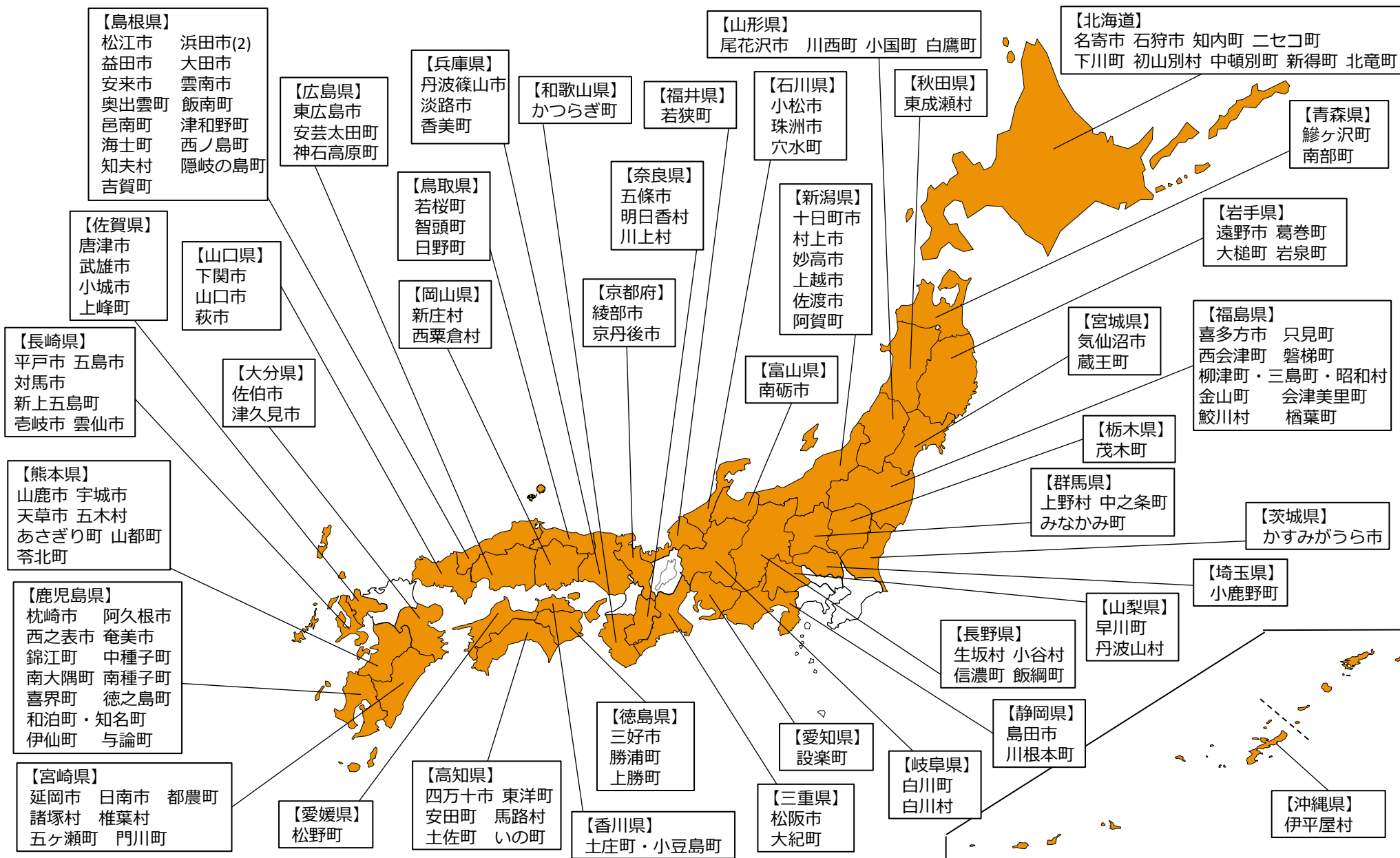
特別交付税措置

- ・組合への設立支援に関する地方単独事業の実施に要する経費（措置率1/2・対象経費上限額390万円）（R8）
 - ①設立時の財産的基礎形成への支援（寄付金等）
 - ②設立準備への支援（調査、登記、施設改装、設備、アドバイザー等）
- ※ただし、対象年度は組合設立年度に限る。

特定地域づくり事業協同組合 認定状況

組合数 148組合 (41道府県151市町村)

※R8.9.1現在 (交付決定ベース)



人口急減地域特定地域づくり事業推進法の一部改正（令和7年3月）の概要

1 市町村への派遣に係る員外利用規制の緩和（令和7年7月1日施行）

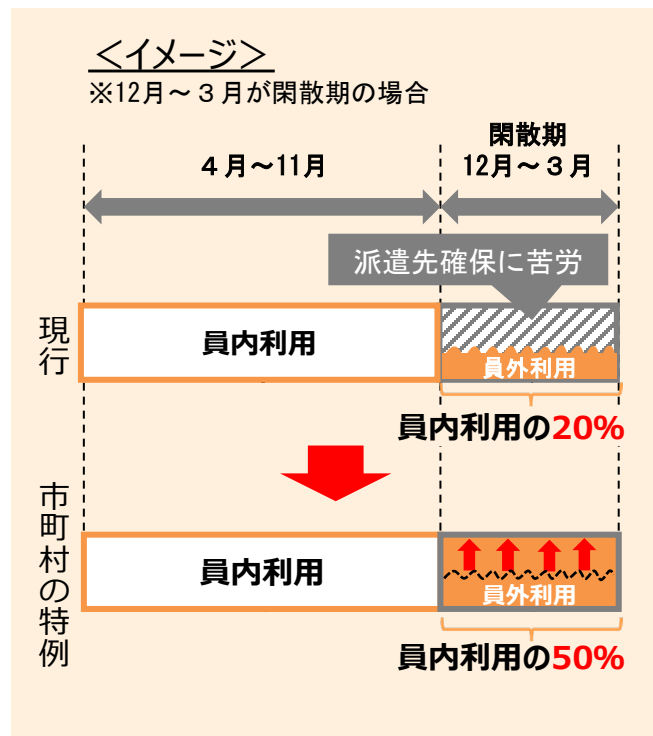
市町村と組合のニーズの一致

- ✓ 市町村…直営施設（スキー場など）やイベント時期などの**人手不足**
- ✓ 組 合…**閑散期**（農閑期など）の**派遣先**確保による雇用増

しかし、市町村への派遣には制約あり（中小企業等協同組合法）

- ✓ **市町村**は**組員**になることができない
 - ✓ 組員以外の利用（**員外利用**）は員内利用の**20%**まで
- ⇒ 組合・市町村から、市町村への員外派遣について、規制緩和の要望

市町村への派遣に限り、員外利用規制を員内利用の**50%まで緩和**



2 内閣府の事務の期限延長（令和7年3月31日施行）

弾力的な予算対応のため、内閣府で予算確保等の事務を行う仕組み（令和7年3月31日まで）

- ⇒ 今後も組合数の増加が見込まれるため、引き続き弾力的な予算対応が必要

内閣府の事務の期限を **5年延長**（令和12年3月31日まで）

特定地域づくり事業協同組合制度のPR動画について

総務省では、特定地域づくり協同組合制度のPR動画を作成しました。
総務省WEBサイトで公開中です。
制度についての詳しい説明も掲載しています。
ぜひご覧ください！

制度編では、制度概要を紹介しています

- ・新たに担当になった方
 - ・組合を管轄する市町村職員の方
 - ・実際に組合として活動している方
 - ・組合を立ち上げる事業者の方
- にぜひご覧いただきたい内容になっています。

組合編では、実際の組合の方、事業者の方、派遣職員の方の生の声をお届けしています！

PR動画・制度概要はこちらから！
市町村や、市町村を通じて事業者の方にも是非周知をお願いします。
https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/tokutei_chiiki-dukuri-jigyoku.html



[総務省トップ](#) > [政策](#) > [地方行政](#) > [地域力の創造・地方の再生](#) > 特定地域づくり事業協同組合制度

地域力の創造・地方の再生

▶ [地域力の創造・地方の再生](#)

▶ [地域おこし協力隊](#)

▶ [地域活性化起業人](#)

▶ [ローカル10,000プロジェクト](#)

▶ [ローカル企業・団体への支援制度](#)

▶ [特定地域づくり事業協同組合制度](#)

▶ [地域運営組織](#)

▶ [移住・交流情報ガーデン](#)

▶ [関係人口](#)

▶ [ふるさとワーキングホリデー](#)

▶ [お試しサテライトオフィス](#)

▶ [山漁村交流プロジェクト](#)

▶ [地域人材ネット\(地域力創造アドバイザー\)](#)

▶ [地域企業人材支援事業](#)

▶ [人の流れの創出した効果的移住推進策事例集](#)

▶ [エネルギーインフラプロジェクト](#)

▶ [地域づくり大賞](#)

▶ [地域力創造](#)

特定地域づくり事業協同組合制度

地域人口の急減に直面している地域において、農林水産業、商工業等の地域産業の担い手を確保するための特定地域づくり事業※を行う事業協同組合に対して財政的、制度的な支援を行っています。

※ 特定地域づくり事業とは、マルチワーカー(季節毎の労働需要等に応じて複数の事業者の事業に従事)に係る労働者派遣事業等を言います。

< 特定地域づくり事業協同組合制度って何？ ～制度編～ [自治体職員の方向け] >



< 特定地域づくり事業協同組合制度って何？ ～組合編～ [一般の方向け] >



特定地域づくり事業協同組合制度とは